

# 総務文教常任委員会会議録

1 日 時 平成27年6月16日(火)

2 会議時間 14時19分開会 14時38分閉会

3 出席議員 委員長：高橋政悦 副委員長：鈴木孝寿  
委員：北村光明、木村好孝、口田邦男、中島里司  
議長：加来良明

4 事務局 事務局長：佐藤秀美、係長：渋谷直親

5 説明員

6 議 件

(1) 請願の審査について

請願第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員数定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書に関する請願

(提出者：北村光明議員)

請願第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願

(提出者：北村光明議員)

(2) 所管事務調査の申し出事項について

(3) その他

7 会議録 別紙のとおり

委員長：(高橋政悦) ただいまから総務文教常任委員会を始める議題 酒にされたレジメのとおり。

議件(1) 請願の審査について

①請願第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員数定数改善、就学保障充実など 2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書に関する請願

委員長：さっそく請願審査について始める。先ほど本会議で説明を受けたが、これについて意見書を出すかどうかを審査してもらいたい。

中島委員：表題から行くと意見書を出してよいのではと思うが、内容を見ると議会の名において意見書を出していくことだけでも、本町にかかわりのないことも出てくることからいけば、採択を前提に質問だが、そこまで議会がという気がするが、委員長経由で事務局なりに知識あれば確認してほしいと思う。

事務局長：(佐藤秀美) 請願は採択かどうかということを基本にこの委員会で審査していただく。請願の趣旨を判断して議会としてどうするか。いままでも清水町に直接かかわりのないことでも、間接的なかかわりということで採択という判断をしてきていると思う。採択になった意見書についても直接清水町にかかわらなくても、町民に影響が何らかあるものだと議会として取り扱っている事実はあると思う。

中島委員：いまの局長の話聞いても、本町の町民に対してということで広範囲に解釈してもいいと思う。これらについて、採択か不採択かということだが、紹介議員が当委員会に居るのでどういう風に捉えているか委員長経由で提出者に聞いてもらいたい。

委員長：いまの話聞いてコメントの準備はあるか。

北村委員：コメントの準備はしていないが、国の行っていることの国民生活でいけばあらゆる人へのかかわる問題はあると思う。直接は無くても間接的にあるだろう。その方が望ましいというものには請願を採択してもらいたい。そして意見書も地元の勤労者団体からの提出でもあるので、これは採択し意見書を意向に沿って出したいと思っている。

中島委員：これは確かに請願者代表として地元の連合が出してきているが、これは地元で考えたものでなく一律で出されているものと思う。本町に関わるものという部分がある程度了解していただいでであれば何となく理解できるところもある。私は内容は別として意見書を出してもいいのかなとは思っている。しかし、地元の連合だからということは説明としては違うのでは。上の組織から来ているということ認識した上で説明してもらわなければ。そういう一律で流れているものを、本町の議会としてどう解釈していくのか。私は教育にかかわるものだから採択して、本町の教育が少しでもよくなるこの中から選んで意見書を出していける形になればよいのではと思う。ただし、意見書については皆さんと審議していきたいと思う。

委員長：採択という方向で、意見書の内容を審議するという意見が出たが、採択できないという意見を聴取する。反対者がいないということで請願第3号については採択とする。

②請願第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願

委員長：続いて請願第4号について審査する。本会議で私が質問したことについて紹介者の北村委員に少しお聞きしたい。市町村の財政運営に不可欠な税ということに特に表現に問題はないが、ゴルフ場利用とか特定の税を名指しするのはそれぞれ受益者・負担者が多岐に渡るのでこの名称を使わずに請願することは可能なのか。

北村委員：可能だと思う。特定の税の名称をなくすか、一切はずすか、不可欠という表現があたっているのかどうかかわからないが、税収としては入っているの、現行制度を維持してくれと言っている訳なのでいいとは思っている。不可欠という言葉があっているのかどうかはわからないし、疑問にも思う。償却資産の固定資産も強く言うてよいのかもわからないので「また、」以降を全部消して構わないと思う。

委員長：全体に関して、とりあえず不採択の意見を求める。

(なしの声あり)

委員長：この請願についても採択し、意見書として提出することにするが、内容については再度

委員会の中で精査して出すということによいか。

(はいの声あり)

委員長：では、そのようにして提出する。

(2) 所管事務調査の申し出事項について

委員長：所管事務調査の申し出を議題にする。定例会が終わった後に7月から9月までに行う所管事務調査だが、これを調査したいという意見があれば聴取する。

木村委員：期日的に気になっているのだが、前回の調査との関連で、人口減少問題についての提出があると思う。おそらくは9月いっぱいまで完成させると思う。方法はどうか、交付金に対する提出期日が国から決められていて交付金の審査を行うのであれば、多分9月いっぱいまでではないかと推察しているが、それであれば人口減少についての調査を9月の調査項目としては間に合わないのかと思う。詳しくはわからないが。

中島委員：休憩をお願いします。

委員長：休憩する。

【休憩 14:33】

委員長：再開する。

【再開 14:35】

委員長：18日に委員会を再度開催する。所管事務調査については次回協議する。以上で本日の会議を終了する。